

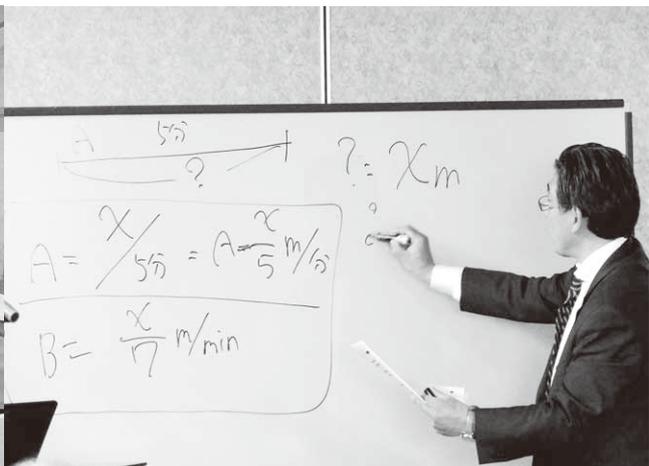


深沢真太郎 氏

数字を使った思考法



講習会の様子



回答を発表する参加者

◎ 研修を終えて
 ビジネスマンとしての数字を使った思考法が足りないかと実感しました。考えさせられる、実用的な内容となっており、今後
 も継続して学びたいです。

群馬県中小企業団体事務局長会（田部井俊勝会長、43会員）では、3月9日、前橋市・前橋問屋センター会館において、講習会を開催、31人が参加した。

今回は「数字を使った思考法」をテーマに、BMコンサルティング株式会社代表取締役深沢真太郎氏が講習を行った。

深沢氏は冒頭、「なぜ数字は嫌われるのか」「ビジネス数学とはなにか」を述べた。

次いで、限られた資源の中で効率性を求めるには、「得たい価値」を「それに割く資源」で割ることが重要と説明した。

最後に、社会人にとって数字を読むとは、数字を見たときにこの数字はどうやって作られたのかに目を向け、考えることであり、数字を使った2つのT（Think…考える、Talk…伝える）ができるようになることと締めくくった。



情報連絡員全体会議開催 ～各業界の業況を情報交換～

3月13日、前橋市・前橋問屋センター会館において、情報連絡員全体会議を開催した。本会議は、56人の組合役職員に委嘱している情報連絡員が一堂に会する全体会議。今回は、群馬県産業経済部産業政策課の小林雄二郎課長を招き、20人の連絡員の出席を得た。

会議では、情報交換に先立ち、小林課長が平成27年度群馬県の施策等について説明を行った。

次いで、本会・木村常務理事が座長となり、各連絡員が業況等について報告を行った。

多くの業種で原材料高騰に伴う収益低下や消費低迷で苦しむ中、新商品開発や海外展開、サービス向上などで生き残りをかける様子が窺えた。また、人材確保が大きな課題で、給料の底上げも難しい現状が浮き彫りとなった。

繊維関連組合は富岡製糸場の見学客増加の影響を受け、桐生市や伊勢崎市の記念館への来場者も増えるなど相乗効果が出ており、産業観光へ力を注ぐと述べた。一方、富岡市の商店街は、新たに市外から出店した店舗は賑わっていると報告した。地元の店舗は苦戦していると報告した。

機械製造業関連組合では、一次下請は親企業の好調を受けて新たな投資準備を行う一方で、二次・三次下請は、依然厳しいコストダウン要請の中、海外生産の流れが変わらない以上、国内での生き残りが課題であると報告した。

卸売関連組合は、業態変化によって時代を乗り越える状況を報告。小売業関連組合では、年々商店街が衰退していく中、まちづくりという視点での支援策の必要性を強調した。

建設関連組合は、徐々に工事代金の見直しが浸透し経営の安定化に向かいつつあるが、人材不足は深刻で、職場環境の改善などを行い、人材確保に努めていくという取組みを紹介した。

運輸関連組合は、燃料高を運賃に転嫁できつつある中、ドライバー不足が大手を含めて共通した課題で、高齢化による事故も発生していると述べた。

◎会議を終えて

現状や課題などの多くの意見が聞けました。中央会内で情報共有し、中小企業支援活動に活かしていきたいと思えます。

改正パートタイム 労働法セミナー

●
●
**法施行は本年
4月1日より**
●
●

改正のポイント

- I パートタイム労働者の公正な待遇の確保
- ・正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
 - ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない
- II パートタイム労働者の納得性を高めるための措置
- ・パートタイム労働者を雇い入れた時は、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない
 - ・パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない
- III パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設
- ・パートタイム労働法の規定に基づく報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料に処せられる
 - ・雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる



板垣裕司氏

3月13日、富岡市・富岡公民館において、西毛機械工業協同組合（小間俊明理事長、組合員52人）を対象に「改正パート労働法の概要と労務管理の実務について」をテーマに講習会を開催した。講師は特定社会保険労務士の板垣裕司氏。

まず、今回の法改正に至った背景を説明。労働契約法の改正同様にパートタイム労働法も契約期間の差による差別的取扱いを禁止することとなった。さらに、短時間労働であることを理由に正社員との間に不合理な労働条件の相違があつてはならないという「短時間

労働者の待遇の原則」が創設されたと述べ、関連する裁判事例も紹介した。その他、労働条件の文書交付の際、相談窓口の明示と体制整備が義務付けられたと解説。

また、雇い入れ時に雇用管理の改善措置の内容を説明する義務が加わり、さらに、法の実効性を確保するため、過料や勧告に従わない場合の事業主名の公表制度が創設されたと注意を促した。

◎研修を終えて

働き方が多様化すると共に、女性の社会進出が進む中、企業経営において、法が求める体制整備の重要性を学びました。

後継社長としての経験を語る



経営に対する想いを熱く語る

中里良一氏

3月25日、高崎市・高崎ビューホテルにおいて、高崎リサイクル事業協同組合（芳野清理理事長、組合員38人）を対象に講習会を開催した。

講師は、有限会社中里スプリング製作所代表取締役中里良一氏。同社は「遊び心を大切に」「社員が夢を語る夢会議」等、独自の経営がテレビや雑誌等多くのメディアに取り上げられている。

中里氏は、自身が事業承継した際、「社員の再教育と入れ替え」「親会社・お客様の総入れ替え」「経営実権の早期交代」の3つに改革のポイントを絞り、経営に取り組んだと述べた。また、「経営者としての夢を毎日のように社員に語る」「親会社の分散化・高度化」等、独自の経営に取り組み、「小さくても比重の大きい会社」を目指したと語った。さらに、多くの後継者の共通点や、今後の会社経営に向けた留意点等を解説し、後継社長のあるべき姿を説いた。

◎研修を終えて

中里氏の言葉の端々に、経営に対する理念や哲学を感じ取れました。